

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和元年9月19日

千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康博

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
三宅桂子	三宅桂子と市民ネットワーク	令和元年8月15日
今仲希伊子	今仲きい子と市民ネットワーク	令和元年8月15日